

第 1 回小田原市立小田原駅東口図書館及び おだびよ子育て支援センター指定候補者選定委員会 会議録

- 1 日時 令和 6 年 7 月 18 日（木）午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
- 2 場所 小田原市立小田原駅東口図書館 多目的室
- 3 出席者 野口委員長、原副委員長、永峰委員、池田委員、
塩練委員、大木委員、吉野委員、遠藤委員
事務局 文化部：湯山副部長
図書館：竹縄館長、野地副館長、植田副館長、藤平主査、伊藤主任
子育て政策課：鈴木課長、竹内副課長、藤澤担当監、宮川主査、相原主査
- 4 資料
 - ・資料 1 小田原市立小田原駅東口図書館及びおだびよ子育て支援センター指定候補者選定委員会について
 - ・資料 2 小田原市立小田原駅東口図書館及びおだびよ子育て支援センター指定候補者選定委員会規則
 - ・資料 3 小田原駅東口図書館及びおだびよ子育て支援センターについて
 - ① 図書館概況
 - ② 小田原駅東口図書館パンフレット
 - ③ おだびよ子育て支援センター リーフレット
 - ・資料 4 指定管理者制度及び募集方法について
 - ・資料 5 公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
 - ・資料 6 小田原市立小田原駅東口図書館及びおだびよ子育て支援センター指定管理者募集要項
 - ・資料 7 小田原市立小田原駅東口図書館及びおだびよ子育て支援センター指定管理者仕様書
- 5 会議内容
 - ①委嘱状交付
 - ②教育長あいさつ
 - ③委員自己紹介
 - ④事務局職員自己紹介
 - ⑤正副委員長の選出
野口委員が委員長、原委員が副委員長に決定した。
 - ⑥諮問
教育長から「小田原市立小田原駅東口図書館及びおだびよ子育て支援センター指定候補者の選定について」諮問を行った。
 - ⑦議題
 - （1）小田原市立小田原駅東口図書館及びおだびよ子育て支援センター指定候補者選定委員会について
事務局から、資料 1・資料 2 に基づき説明をした後、質疑の確認を行ったが「質疑

なし」であった。

(2) 小田原市立小田原駅東口図書館及びおだびよ子育て支援センターについて

事務局から、資料3に基づき説明をした後、次のとおり質疑があった。

<質疑応答>

委員長：小田原駅東口図書館とおだびよ子育て支援センター合同イベントの開催状況について伺う。

事務局：毎月第2土曜日に小田原駅東口図書館とおだびよ子育て支援センター合同で読み聞かせを行っている。東口図書館の児童担当者とおだびよ子育てアドバイザーが子どもたちに本を読む楽しさを伝えている。

委員：資料3の8ページ、おだびよ子育て支援センターの年度別利用者数について、令和5年度は開場日数347日に対して15,910人と、前年度の2倍になっている。このように利用者が増えた理由はなにか。また、9ページ、相談対応件数について、専門職の相談はどのように行われているのか。

事務局：新型コロナウイルス感染症が令和5年5月に5類に移行して以降、利用の事前予約制や定員制を廃止したことに伴い利用者が増えている。専門職の相談は、子育てに関する講座等の中で専門職が相談に応じているもので、10ページに開催状況を示している。施設内には個室が無いため子育てひろばの中で行っているが、事前予約制とし、周りに他の利用者はいない。

(3) 指定管理者制度及び募集方法等について

事務局から、資料4・資料5に基づき説明をした後、次のとおり審議が行われた。

<審議>

委員長：事務局から募集形態を公募とし、指定期間を令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間にするという提案があった。委員の皆様にお諮りするが、事務局の提案に意見はあるか。

各委員：特に意見なし。

委員長：それでは事務局の提案のとおり、募集形態を公募とし、指定期間を令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

(4) 指定管理者の募集要項等について

事務局から、資料6・資料7に基づき説明をした後、次のとおり質疑があった。

<質疑応答>

委員長：事務局から募集要項と仕様書について説明があった。はじめに募集要項について意見はあるか。

委員：資料6の5ページ、申請書の提出のうち(3)の提出方法について、受付期間中に提出先である中央図書館の休館日が含まれている。休館日の場合は職員通用口に行くように記載されているが、職員通用口が分からない申請者もいると思うので分かりやすく記載したほうが良い。また、8ページに選定基準の記載があり、12ページから15ページに審査基準があるが、今回の選定にあたり前回から変更したところがあれば教えてほしい。

事務局：令和元年（前回）の申請受付では休館日の受付は行っていなかったが、今回は

休館日にも受付するために職員通用口という記載をした。職員通用口が分からない申請者もいると思うので、申請者が対応できるような記載にする。また、8ページの選定基準、12ページから15ページの審査基準の内容について前回から修正したところはないが、13ページの図書館の管理運営に関する事項で、傾斜配分(ウエイト)を変更した箇所がある。施設コンセプトに基づく取組と、事業者の特質に基づく積極的な提案事業のウエイトを上げ、逆に職員の配置・育成とその他事項のウエイトを下げている。子育て支援センターの管理運営に関する事項の変更はない。

委員：2ページから3ページの指定管理業務の実施に要する経費について、事業規模の記載がないが、申請者の申請にあたり現状の事業規模が記載されていると申請者が提案しやすい。事業規模を記載しないことについて、何か理由があるのか。次に、8ページの選定手続き、プレゼンテーションの実施、(2)のAの期日について、後日連絡となっている。しかしながら、10ページのスケジュールには具体的な日程が記載されている。期日について、日程が決まっているのであれば記載した方がいい。3点目として、審査基準に審査項目があり、提出書類の様式第2号の事業計画書18ページに申請者が記載する項目が記載されている。委員が審査する内容と申請者が記載してくる内容が対になっていると審査がしやすい。

事務局：10ページのスケジュールには事務局案を記載している。次第の(5)その他で事務局からプレゼンテーション・審査の日程案を提示し、委員の皆様へ審議いただきたいと考えていた。8ページの選定手続き、プレゼンテーションの実施、(2)のAの期日について、本日の委員会で決定次第記載する。次に、事業規模の記載について、今回の募集要項は、前回のものを更新する形で作成したが、前回は事業開始前であり、事業規模を記載しなかったものと推察する。現時点では指定管理者と年度協定を締結し、管理運営を行っていることから、事業規模の記載については両課で調整させていただく。次に18ページの申請者が記載する内容については、審査項目と合わせているが、事務局においてあらためて確認をする。

委員：9ページの選定結果の(2)留意事項のイに指定を取り消された等の場合は、再度、候補者を選定します。とある。本指定候補者の選定においては、指定候補者と次点候補者を選定するのか、あらためて選定委員会を開催するのか伺う。また、選定結果は公表するのか伺う。

事務局：指定候補者及び次点候補者の選定結果はホームページで公表する。また、本委員会では指定候補者と次点候補者を選定する。指定候補者が辞退等になった場合は次点候補者が繰り上がる。分かりやすい記載内容に修正する。

委員：資料7の21ページ(9)に「利用者を対象としたアンケートの実施」とあるが、結果は公表しているのか。次に、2ページの(6)に「自主事業の実施に関すること」と記載されているが、どの様な自主事業が実施されているのか伺う。次に、(5)の「図書館と子育て支援センターの連携による事業」については、どのよう

に審査していくのか伺う。次に、子育て支援センターにおいて、職員研修については市独自の研修があるのか。それとも事業者に任せているのか伺う。

事務局：利用者アンケートの結果については、毎年度、事業報告書の一部として市に提出され、内容を確認しているが、公表は行っていない。次に、自主事業について、公共施設利活用の観点からも推進したいと考え、指定管理者に実施を投げかけているが、おだぴよ子育て支援センターは常時開設をしており、難しいところがある。次に連携事業に関する審査については、資料6の15ページにあるとおり審査項目を設けている。次に研修について、市が指定している研修はない。各支援センターの判断において様々な研修に参加している。

委員長：資料6の募集要項について、委員の皆様から意見があったが、追加や修正については事務局に一任するという事で良いか。

各委員：異議なし。

委員長：募集要項は承認されたので、協議は終了とする。

続いて、資料7の仕様書について意見はあるか。

委員：今回の選定により施設の名称が変更になることはあるのか。次に、選定スケジュールについて、選定から業務の開始までの期間が短い、事業者の対応や準備は可能なのか。次に現状では小田原短期大学の多くの学生が市の事業に関わっているが、事業者が変わると変わってしまうのか。

事務局：名称については、市が名称を定めているので変わることはない。次に、選定から業務開始までの期間が短い、申請者は事業提案する段階で既に事業想定を行い、準備を始めているので対応は可能である。次に、学生の関わりについては、支援センターとの関わりというよりも、市と大学連携の一環であることから、変わることはないと考えている。

委員長：永峰委員、塩練委員のご意見はいかがか。

委員：自分自身、中央図書館はよく利用していたが、小田原駅東口図書館の利用はあまり多くない。資料や施設をよく見て審査をする。

委員：小田原駅東口図書館はいつも気持ちよく利用している。現時点での意見はない。

委員：図書館の運営方針等で地域の魅力発信等という内容があるが、具体的にこの部分を資料7仕様書13ページ以降の業務内容のどこで読み取ればいいのか。

事務局：13ページ以降の仕様書の中の業務内容には、小田原駅東口図書館の主な業務を記載している。施設コンセプトに基づく取組、まちの活性化に向けた具体的な提案、というものが審査項目にもなっている。事業者には施設コンセプトにあった自由な業務提案をしていただきたいと考えている。

委員長：資料7の13ページ(3)その他職員の配置要件で、司書有資格者の割合は4割以上と記載がある。司書有資格者の割合は現状ではどれ程であるのか。

事務局：開館当初から6割以上を保持している。

委員長：前回の選定でも4割以上であった。現事業者の努力で6割以上を保持できているということであるならば、職員の専門性は重要な項目であり、市民にとってもプラスである。今回の選定では5割以上としても良いのではないかと。4割以

上という理由はあるのか。

事務局：勤務している職員全員が司書資格を有している必要はないと考えている。5割が適当か、6割が適当か、という根拠は持っていないので即答はできないが、様々な勤務形態の中で必ず司書資格がある職員が勤務しているという状態を保持していくのに4割以上が達成することができる適切な数字ではではないかと考えている。

委員長：委員の皆様、仕様書についてはいかがか。この内容でよろしいか。

各委員：異議なし。

委員長：仕様書は承認されたものとする。

委員：財務分析は、指定管理者に応募された法人等又は共同事業体から提出いただいた財務資料等は、会計処理・税務処理が正しく作成されているという前提で行いますのでご承諾ください。

(5) その他

事務局から第2回指定候補者選定委員会の日程と委員会の非公開について提案され、提案のとおり、令和6年10月3日（木）に第2回指定候補者選定委員会を開催することと、委員会の非公開開催について委員会で承認された。

以上。